多度津町農業委員会議事録

令和4年3月18日午前8時54分より午前10時5分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につい て

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 の決定について

報告 その他

出 席 状 況 出席 委員

農業委員(11名)

| 議 | 長 | 大 | 西 | 和 | 芳 |
|-------|--------|---|---|---|----------|
| 職務代理 | 者 (2番) | 土 | 田 | 敏 | 雄 |
| 職務代理 | 者 (3番) | Щ | 﨑 | 義 | 行 |
| 4章 | 番委員 | 三 | 野 | 敏 | 彦 |
| 6章 | 番委員 | 斯 | 波 | 明 | 美 |
| 7章 | 番委員 | 矢 | 野 | 和 | 幸 |
| 8章 | 番委員 | 中 | 村 | | 稔 |
| 9章 | 番委員 | 秋 | Щ | 義 | 充 |
| 10種 | 番委員 | 伊 | 達 | 和 | 博 |
| 1 1章 | 番委員 | 山 | 崎 | 賢 | 三 |
| 1 2章 | 番委員 | 篠 | 原 | 壽 | 雄 |
| 13章 | 番委員 | 西 | Щ | 正 | 美 |
| 1 4 種 | 番委員 | 細 | Ш | 清 | <u> </u> |
| | | | | | |

農地利用最適化推進委員 (7名)

| 1番委員 | 堀 | 家 | | 徹 |
|------|---|---|---|---|
| 2番委員 | 眞 | 鍋 | 憲 | 明 |
| 3番委員 | 中 | 北 | | 郎 |
| 4番委員 | 大 | 谷 | 泰 | 則 |
| 6番委員 | 池 | 田 | | 普 |
| 7番委員 | 村 | 井 | 文 | 数 |
| 8番委員 | 宮 | 武 | 良 | 充 |

欠 席 委 員

 農業委員(1名)
 5番委員 横 關 幹 夫

 農地利用最適化推進委員(1名)
 5番委員 山 地 文

 農業委員会事務局職員

 事務局長
 海田
 康弘

 農地係長
 吉田
 清司

 主任主事
 中西
 祐太

審 議 内 容

事務局長
それでは、定刻より早いですけど、おはようございます。

それでは、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたしま す。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、横關委員さん、山地 推進委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告い たします。

本日は、農業委員14人中13人が出席していますので、多度津町 農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達してい ますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議 規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっています ので、大西会長にお願いしたいと思います。

議長
改めまして、よろしくお願いします。

それでは最初に、いつものとおり本日の署名委員さんを指名させて いただきたいと思います。

12番の篠原委員さん、13番の西山委員さん、よろしくお願いいたします。

続きまして、昨日の小委員会の報告を篠原委員さんのほうからよろ しくお願いいたします。

篠原委員 昨日の小委員会ですが、最初に現場を確認いたしました。現場のほうは、3ページの議案第2号が1か所、それと5ページの議案第4号が3か所、そして6ページの議案第5号のほうが1か所、7ページの議案第6号のほうが1か所、合計6か所のほうを現場確認した結果、

特に問題はありませんでした。

また、役場へ戻りまして、事務局より議案第1号から議案第7号までの説明がありました。そちらのほうも特段問題になる箇所は今の時点ではありませんでした。今から皆さんのご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長はい、ありがとうございました。

- 1 -

ただいま小委員会の報告がありましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、早速議案のほうに入らせていただきたいと思い ます。

それでは、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及 び使用貸借解約通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番から6番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号4番と5番については、戦前からの小作 地を当事者の合意に基づいて解約をするものです。

以上です。

議長ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたけども、ご意見、ご質問に行く前に、4番の戦前からの小作地の合意解約ということで、私が担当地区でございますので一言ご説明といいますか報告させていただきますけども、●●さんほか4名になっておりますけども、実質これ自治会の所有の土地で、昔から5名の共有名義になっているということで、もう死亡して代が替わっていまして、ちょっと相続等々で手間暇がかかったのですけども、無事に終わりまして合意解約というふうな格好になりました。いつも言っておりますように金銭の動きはないということで、付け加えてご報告させていただきたいと思います。

それから、5番の同じく合意解約について、担当は●●委員さんかな、何かありましたらよろしくお願いします。

10番委員 私がちょっと聞いているのは、小作料を●●さんが払ってくれない ということでちょっともめていたらしいのですけども、●●さんが亡 くなられまして、息子さんの代になってようやく合意解約ができたよ うに聞いております。

以上です。

議長 金銭の動きは別に聞いてない。

10番委員 金銭は聞いてはないですけど、●●さんが、田んぼを返してくれと言うのであればその土地を買ってほしいと言っていたのですが、もう亡くなりまして、その話ももうどうなったのかはちょっと分からないです。

議長ありがとうございました。

そういったところで、議案第1号について何かご意見、ご質問等あればよろしくお願いしたいと思います。

9番委員 それぞれの土地がそれぞれどうなりましたか。

議長 今の解約の、小作の分ですか。

9番委員 4番も、土地の所有についてどっちがどっちになったのか。

議長 下地が自治会の土地で、解約してそのまま自治会が農地として保有すると。それで、ここで言うようなことではないのですけども、当自治会においては法人化にするということで今進めておりますので、それが何年先、今ご承知のようにこういった状況なので総会自体が書面議決的なことしか行われておりませんので、全員が寄って話をする機会が今のところないので、それができるようになったら自治会の総会で承認して、後々転用するようなことになろうかとは思いますけど。いずれにしても自治会としてはご承知のとおり農地を持てませんので、5人の共有名義のまま、先ほど言ったようなことが整うまで現状のままで、農地のままで所有しておくというふうなことになろうかと

9番委員 農地で自治会が使っていたということですか、現在も。

小作人の●●さん、これももともとの所有者が亡くなっております ので、配偶者含め3人の相続人が管理をしておるような格好だったの ですけども、ちょっとその配偶者が体調を崩しており、子供たちは町 外で遠方におりますので管理がもうできないというふうなことで合意 解約になったという経緯です。そういった説明でよろしいですか。

9番委員 現況も農地ですか。

思います。

議長農地です。

議長

9番委員 それで転用するということは、どういうこと。

議長 それも決まっとるわけでは、先ほど言いましたように。

9番委員 いやいや、農地というのは現況が耕作をしているのかということを 聞いている。

議長しています。

9番委員 それを転用するって、どういうこと。

議長 だから自治会のほうが、これはあくまで例えばですよ、例えば駐車場がないので駐車場にするとか、何遍も言うように、まだ現時点では 総会等々も開けておりませんので、地区の合意ができておりませんの で確定ではないですけども、そういうことが話合いの中に出ておると いうぐらいのところでご理解をいただきたいなと思います。

9番委員 個人の農地を部落で耕作していたのですか。

議長 いや、上地の山村さんという人が耕作していました。多分共有名義 になっているということ自体が珍しいとは思います、私も正直見たことない。

13番委員 そういった共有名義も結構ありますよ。うちも一つあったのですが、そこは共有名義になっていて売買したわけですよ。そしたら、部落なんですけど、部落に金が1人だけ入らなかったのですよ。2人は部落に入れてくれたのですけど。そういったこともあるので、これをどういうふうに将来していくのかなと思って、将来のことが気になったんですよね。

議長 まあ道が県道沿いで、その駐車場がないんでね、先ほど言いました ように地区としてはいろんなことを進めていく段階で、取りあえずご みの集積所も道際にあるんで、それもちょっと今言ったこの土地、 今、集会所の隣の土地がこの土地なんです。それで、駐車場にして、 そのごみの集積所も中へ入ったとこへ、不法投棄等もいろいろあるん で、そういった案も、案が今あるということでご理解をしていただき たいなと。

13番委員 結構、相続したりしていると大変なんですよね、また。

9番委員 今会長が言っていたように法人化したら持てるから。

議長いや、自治会を法人化しても、自治会は持てません。

9番委員 持てますよ。自治会が法人化するのだから。法人化といっても、一般的な農業の法人化とは違いますが。

議長農事組合法人以外は持てないと聞いたのですが。

ちょっと説明してあげて、ちょっと私が聞いたのと違うので。

9番委員 まあまあ、その話はいいですわ。知りたいのであれば調べてみてく ださい、町長公室か総務課か。総務課だと思う。総務課で。

事務局 町長公室のほうに申請して、認可地縁団体ということで自治会がなりましたら、土地を持つことができるとはお伺いしていますので。

議長 土地が持てるのは聞いています。農地としては持てないと聞いたんですが。

事務局 公室のほうに確認します。

議長 ●●委員、ちょっと事務局も分からんそうなので、ちょっと宿題に させてください。

9番委員 それをきっちり調べて来月報告できるように。平成何年かに持てる

ようになったはず、自治会が。

議長 まあちょっと、それ今●●委員さんが言っているように、ちょっと 確認して、来月、どういう具合になるかというのを事務局で報告お願

いします。

事務局はい。

9番委員 私がそれを言っているのは、農事組合法人とは違いますよ。

議長 うん、もちろん。

来月ちょっと確認して報告ということで、ご理解お願いします。

9番委員 5番は、これどっちが土地をどのように。結果はどっちが持つよう になったんですか。事務局、分かるでしょう。

事務局 はい、結果は●●さんが、地主が持つようになりまして、後々耕作 者を探して貸借する予定になっています。

9番委員 はい、分かりました。

議長ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては報告案件というよう なことでご了承いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明お願いします。

事務局 議案第2号をご覧ください。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、譲渡し理由は農業廃止、譲受け理由は農業用施設設置のためとなっております。

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長ありがとうございました。

ただいまの議案第2号の説明につきまして、ご意見ご質問ありましたらよろしくお願いします。

9番委員 ●●のほうですか。

職務代理者(2番) それよりもちょっと南です。

9番委員 あれよりちょっと南かな。

7番委員 この場合は農業用施設だったら地目は農地のままという格好になる ということでしょ、農業用施設でも倉庫建てても。

事務局 そうですね。

7番委員 農地やけど、倉庫を建てても農地のままですか。

事務局 今回のお話ですが、登記面積としたら743平米なので、非農地証明を出そうとした場合200平米以内という決まりもあるので、その面積を超えないように下所みのる会のほうは施設を建設するようには聞いておりますが、さすがにこの200平米を超えたような大きさになると、いわゆる4条申請であるとかというふうに、農地転用になるので、そのあたりをまた十分協議しながら進めたいと思います。

7番委員 200以内やったら。

事務局 そうです。

議長 よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

9番委員 農地のままとか、ままでないとかは、それは所有者の判断と違うんですか。

事務局 そうですね、下所みのる会のほうがどういうふうに進めていくのか、これからのお話になってきますので、そこのあたりを打合せ等しながら、非農地証明を打つように分筆をするのか、それとも現状のままでやっていくのか。

9番委員 それは200平米を基準としたことを言っているんですよね。

事務局 そうです。あくまでも下所みのる会側の意見があろうと思いますの で、たちまち今の状態ではこうなりますとかというふうなことまで決まっていませんね。

9番委員 まあ、そういうことだと思う。●●さんが言っているのは農業用施 設200平米未満という、そこを言っているわけですよね。4条申請 しなくてもいけるという意味合いを言っている。なあ、矢野さん。

7番委員 はい。

9番委員 それだったら分かる。

議長ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第2号につきまして承認することにご異議 ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議がないということで、議案第2号を承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可の取消し 願について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号をご覧ください。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

議長 ありがとうございました。

ただいまの議案第3号の説明につきまして、何かご意見、ご質問あればよろしくお願いします。

9番委員 これちょっと意味が分からない。平成28年に許可があったという ことだな。それで、現在に至ってどういう状態になったのか。

事務局 平成23年のときに、●●さんから尾崎只男さんに農地法3条で売買の申請がありまして、許可が下りました。その後、土地の移動がないまま●●さん側のほうが相続を2代しまして、現在の●●さん名義の登記になっております。それで、今回●●さんのほうから5条申請で第三者の業者さんのほうにこの土地を売りたいという申請が出てこようとしたんですけれども、調べてみたところ、こちらの農地は10年前、平成23年のときに●●さん、●●さん側に売買がなされたという許可が下りていましたので、取消しをしない限り●●さん側から第三者に売買することができないというところで、今回取消しの申請が出てきました。

9番委員 平たく言ったら、売買できていたのにそのままにしていたと。

事務局はい、内々で多分取り消したと。

9番委員 そのまま何も変わらんときていたということ。

事務局はい、そうです。

9番委員 ちょっと珍しいな。

議長 昨日、小委員会でもちょっとその話が出て、お金も払ってなかった し、そのままにずっとしていたようです。

9番委員 お金のあれもなしに動かんと。

議長ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ほかにないようですので、議案第3号につきまして承認することに ご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議がないということで、議案第3号を承

認といたしたいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明お願いします。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第4号1番から3番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について 説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。

転用理由として分譲住宅となっておりまして、まず農地の区分と目 的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年5月1日、工事 完了が令和7年4月30日となっていますので、転用の確実性は認め られます。資金証明書を添付しております。転用面積については1, 000平米以下ですが、農地面積自体は1,000平米以上になりま すので町建設課の開発許可の協議に該当いたします。

補足といたしまして、今回の農地転用面積は丸亀市側と多度津町側があり、合計で1,033.29平米になります。面積の内訳としまして、丸亀市側が1,027平米になります。また、多度津町の農地は6.29平米になります。現況は1筆ですが、面積に関係なくそれぞれに農地転用申請と開発許可協議が必要になります。

以上のことにより、丸亀市と多度津町へ農地転用申請がありました。

続きまして、番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内である ことから、第3種農地であると判断しております。転用理由として非 農家の自己住宅となっておりまして、まず農地の区分と目的につきま しては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年5月1日、工事 完了が令和5年4月30日となっていますので、転用の確実性は認め られます。資金証明書を添付しております。転用面積については1, 000平米以下のため、町建設課の開発許可の協議には該当しませ ん。 続きまして、番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地であると判断しております。転用理由として宅地分譲となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年5月1日、工事 完了が令和4年10月31日となっていますので、転用の確実性は認 められます。資金証明書を添付しております。転用面積については 1,000平米以下のため、町建設課の開発許可の協議には該当しま せん。

以上、3件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長ありがとうございました。

ただいま議案第4号の説明がありましたけども、これにつきまして のご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

9番委員 3番、これ無断転用とはどういうこと。

事務局 ここはもともと遊休農地のような状態でした。草がもうすごくて、 毎年のように事務局のほうへ草刈り依頼であるとか、また放置車両も あったりして苦情も多かったとこなんです。そこを今回農地転用申請 するのに合わせて草をきれいに刈り取ったわけなんですよね。でも、 その状態を見ると、もう今既に地が上がっている状態です。その状態 でしたら農地とは言えないので無断転用扱いとなりました。

9番委員 ということは、事務局がそう判断して、そう指導したということで すね。

事務局 そうです。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ほかにないようですので、議案第4号につきまして承認することに ご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議ないということで、議案第4号を承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後 の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変 更申請について。

【議案第5号1番について 議案書を基に朗読】

議長ありがとうございました。

ただいまの議案第5号の説明につきまして、何かご質問等ありました たらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第5号につきまして承認することにご異議 ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議がないというようなことで、議案第5 号を承認とさせていただきます。

続きまして、議案第6号 非農地証明願について事務局より説明お願いします。

事務局 議案第6号 非農地証明願について。

【議案第6号1番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、非農地となった理由としては、昭和45年頃に県道開通に伴う残地となり、また面積が狭い上に家屋と道路に挟まれ地形も悪く、農機具置場としても活用が難しく、今まで農地として利用はしておらず、雑種地となっております。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

この件につきまして何かご意見、ご質問があればよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第6号につきまして承認することにご異議 ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議がないということで、議案第6号を

承認いたします。

それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお 願いします。

事務局 議案第7号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。 土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の 欄に記されております借手へ貸付けをいたします。貸付期間につきま しては、記載のとおりです。合計といたしまして、8筆、5,360 平米となっております。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、 農業委員会の承認を得ますと、3月22日より公告縦覧となります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明で何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願い します。

よろしいですか。

推4番委員 ちょっといいですか。1つだけ教えていただきたいんですけど、2番、3番、4番と賃料を払っておるんですけど、これ、賃料のその根拠とか何か、あるとことないとこというのがあるのは分かっているんですけど、例えばその水利費みたいなのとかそんなのですかこれ。ちょっと知っていたら教えていただきたいんですけど。

議長 事務局のほう。

事務局 農地機構の職員からお伺いしているのは、申出者、土地の所有者の 方が賃料をいただきたいという申出があったというところで、借り手 のほうもご納得いただいたということで。ですので、地区によってと いうわけではなくて、双方の話で。

推4番委員 何かまた分かったら教えてください。

事務局はい、分かりました。

9番委員 調べといて。

事務局はい。

議長 また、今話がありましたように、分かった時点でまた報告お願いします。

推6番委員 すみません、土地所有者と相続人って何が違うんですか。

議長 説明お願いします。

事務局 土地所有者と相続人が違う方のときは、相続が発生しており。

推6番委員 これ相続もうしている人でしょう、●●さんの。

事務局 ●●さん、そうですね、はい。まあ相続が発生してなくても契約者 というか申請者。

推6番委員 相続してないわけ、まだ。

事務局 このケースはちょっと機構の職員に聞かないと分からないんですけれども、基本的には亡くなって登記が完了してないケースで。

推6番委員 土地所有者というのは、これ亡くなっている方。

事務局 登記の名義人なので、亡くなっている方もいらっしゃれば亡くなっていない方もいらっしゃいます。

推6番委員 相続人とうたわれていて、土地所有者じゃないのはどういうことな んですか。

職務代理者(2番) 相続手続ができてないだけだろう。

推6番委員 そしたら相続人じゃないですよね。

事務局相続人の代表という形で。

推6番委員 ただ単に契約者なだけということ。

事務局 そうですね、こちら括弧書きということで、契約者あるいは相続人 という形で、どちらのケースもあるということで記載しております。

推6番委員 はい。

議長 よろしいですか。

ほかに。

9番委員 今言っていたことは、これを見たら理解できるのでは。その他の報告案件の中のこの4番、4番見たら分かるような気がする。これ見たら分かるような気がするでしょう。

事務局 はい、共有名義ですが、そのうちの一人の方が代表して申請された という形です。

議長ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第7号につきまして承認することにご異議 ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議がないということで、議案第7号を 承認といたします。ありがとうございました。

以上で議案のほうは終わりまして、その他について事務局のほうか

らご報告をよろしくお願いいたします。

事務局長

それでは、その他の報告、事務局より4点ご報告をさせていただきます。

1点目は相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は利用権設定の更新通知について、4点目は令和4年度活動記録簿及び活動管理簿についてです。

初めに、相続届についてお願いします。

事務局

今月は、相続届が1件提出されております。書類につきましては、個人情報の関係から、小委員会に出席されました委員さんと担当地区の委員さんにお配りをしております。配付資料をお持ちの委員さんは、お取扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば、事務局のほうまでお返しください。

●●さんから子の●●さんへ相続したという届出です。

以上です。

事務局長 事務局

続きまして、来月分の農地機構貸借案件についてお願いします。

A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、3月25日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長

続きまして、利用権設定の更新通知についてお願いします。

事務局

利用権設定の更新通知についてご説明いたします。

令和4年5月31日で利用権設定が終了します所有者及び借受人の 方に、更新の案内通知書を送付しております。送付時点で機構との相 談を行っている方には、送付をしておりません。

提出期限につきましては、4月22日金曜日でお願いしております。委員の皆様のところへ相談をしに行く方もおられるかと思いますが、その際には記入方法や提出期限等の説明をしていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長

続きまして、令和4年度活動記録及び活動管理簿についてお願いします。

事務局

お手元に配付しております活動記録簿と活動管理簿についてですが、令和4年4月から令和5年3月分までをお渡ししております。お

手数ですが、来年度につきましても毎月の活動内容や活動時間をご記 入いただき、活動がない場合でも毎月の定例会にてご提出をよろしく お願いいたします。

また、今年度の活動記録簿と活動管理簿の集計を、交付金の実績報告等の都合上、本日中に行いますので、2月と3月分の記録簿についてまだ提出されていない方がいらっしゃいましたら、本日の定例会後に必ず提出をお願いいたします。

以上です。

事務局長 事務局からは以上です。

推6番委員 相続の関係で●●さん。これ、現況田となっているが、耕作放棄地がこれ田なんでしょうか。これで認めるということになるんですかね、農業委員会としては。堀江なんですけれど、1反2畝ぐらいか、30年間ぐらい耕作放棄地で。もう木が生えて、自治会とかがもう対応できなくて、私が推進委員になってから私個人でここの木を伐採したんですけど、当然水利費も半額に減額したりして、費用は一切もらってないと。こういった土地を農業委員会は現況を田として認めるこ

事務局その現況というのが現状ではなくて課税上の現況。

と自身、私は納得できない。

推6番委員 登記簿上でしょう。

事務局 登記簿上は登記簿地目なんですけど、その隣の現況というのが課税 上の地目をこちら記載しておりまして、現状は耕作放棄地になっているかと思うんですけれども、現況として、課税としては。

推6番委員 それを決めるのは、どこで決めるんですか。

事務局税務課のほうになります。

推6番委員 税務課が勝手に決めるんですか。

議長 税務課は、勝手というか、現地は確認した上でこれを決めているんですよね。

事務局 そうですね、はい。原則は恐らくその登記と同じ地目で課税になる と思うんですけど、案件ごとに、ちょっとここは雑種地になっている とかという問合せ等があったらその現地確認をして、恐らく課税地目 を変更するというような取扱いをしていたかと思います。

議長 今、●●委員さんの質問にあった、そういう状況のものをそのまま 農業委員会としてどうかという話ですかね。

推6番委員 そうです。

議長農業委員会の範疇に入るのかな。●●委員さん、その辺どうなんで

すか。

9番委員 世話人は大変ですわね、案件ごとに、現場ではそういうようにしな いといけない、一方で書類はそういうようになっていたら、それはも う個人的にも。

議長 まあ大変なというのはもちろんそうなんですけども、過去にずっと 会長さんをしている中でこういったケースというか、農業委員会とし てそれが認められるもんか、られんかというような見解はどうです か。

9番委員 それは当然そこまではある、はっきり言って分野が違うわけです。 ●●君も大体分かると思う。ここは農業委員会が。

推6番委員 だけど、現地確認しますよね、いろいろ転用だとかというときに。 こういう受理だけは現地確認せずに素通しですか、書面だけで。

9番委員 その書類は税務課の分をということだな。

推6番委員 規定上は出ているでしょう、法律は。農業委員会にてこういうのを 判断できることが。耕作放棄地。

9番委員 それはあれ、相続届だろう。相続届の書類を今質問しているんでしょう。

推6番委員 だけど、そういった形は相続届のチャンスしかないんですよ、現実 的には。

9番委員 そう。もう一つ、参考になるかならないかといったら、相続届とい うのは最近できたことで、今までは相続はしなくてもよかったわけだ から。それでは、そのときはどうやったかということ。

議長 農業委員会または農業委員推進委員の立場として、そういう荒廃農 地を農地に復帰をさすような指導なり等々はしていかないというよう な業務はあると思うんですけども、今●●委員さんが言うように、こ の申請が出たときに、それを農地でない扱いにするかしないかという 判断を農業委員会ができるものか、するものか。私もちょっと勉強不 足で、その辺が分からないんですけども、ほかの委員さんで何か知っているというかアドバイスができるような、何かありますか。

9番委員 それともう一つ付け加えると、今までは届出しなくてもよかったわけですよね。それが、法ができたら届出しなさいというようになったときに全員に配っておった、全員に。そういうものを、ちょっと個人情報保護等の問題があって、小委員会と担当地区というふうになりましたよね。

議長うん、この書類自体はそう、今言うように。

9番委員 いやいや、それなので、私が言っているのは、そういうことから考 えてほしいということを言わんとしている。

推6番委員 結論出なくていいですから、次回のときでいいじゃないですか。

一応こちらの相続届というのは、相続人が誰かというところの報告になりますので、その現地までは確認はできてはいないですけど、その相続届出書の様式の中に、この相続した農地に関して誰かに貸したいかとか、そういうあっせん希望の有無というところの欄がありまして、今回はありという形で出てきたので、機構の職員の方にこの4筆について貸したいというその希望があるということで借り手を探していただいているところではあるんですけれども。

推6番委員 それは現実書類の手続だけであって、あんな大木が生えたような土 地、誰が借りますか。借りたい者いないですよ。

9番委員 そうやって地元が世話しないといけないときがあるんですよ。

議長 当然今●●委員さんが言われていよるように大変さは十分理解する んですけども、それとこの書類というか申請というか届出についての 是非というのは分けて考えないといけないと思いますので。

9番委員 会長これ、その届出のところ、新しくできたそこを抜粋して、事務 局でちょっと出してもらって、来月というふうに。

議長 ちょっと誤解とかがあったらいかんので、来月までにもう一度●● 委員さんが言っている内容をきちっと把握した上で、どういう対応というか、どういうことになるかというのをさっきの分と一緒に来月までの宿題ということでしてもらえますか。ちょっと意味を取り違えたらお互いにいけないので、もう一度ちょっと聞き取りをして、お願いしておきます。そういうことでよろしいですか。

事務局はい。

事務局

推6番委員 はい。

議長 ほかにございませんか。

9番委員 会長、付け加えて事務局にお願いしたいのは、その今日の分を税務 課へもちょっと話しして、税務課へも、農地法のこの抜粋だけでなく て税務課の判断というのも聞いてほしい。

議長 もちろん聞く予定です。それは農業委員会としてしなければいけな い部分と、今言うようにこれは税務課と、どこまで権限があるものと か、そんな全ての話のことを言っていますんで。

9番委員 相続届だから、税務課のほうにも。

議長 そのために、話の行き違いがあってはいけないので、池田委員さん

ともう一遍その話の内容をちゃんと聞いた上での回答ができるよう に、来月のときにお願いしたいという意味ですので、お願いしたいと 思います。

ほかに。

(なし の声あり)

ほかになかったら、1点ご報告というか。コロナの関係で、1月の定例会のときに予定しておりました農地機構の皆さん方のアンケートの要望の中での農地機構の関係などの勉強会、研修会、これがずっと延び延びでしておりましたけども、ご承知のとおり21日で蔓延防止のあれは香川県も解けるような報道もされておりますけども、4月の定例会終了後、そのときまた状況がどうなっとるか分かりませんけども、できる状態でしたら4月の定例会のご案内のところにも定例会終了後で研修をしますという文言を入れさせてもらいますけども、予定をしたいと思いますので、何かとお忙しい中かと思いますけども、研修にも参加をお願いしたいと思います。いずれにしても、状況は分かりませんけども、来月のご案内のところでお示しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ということで、全体にわたりまして何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、最後に事務局のほうから来月の予定についてお 願いします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

4月の小委員会は、19日火曜日の午前9時から福祉センター3階集会室で行います。当番委員は13番西山委員、推進委員は5番山地委員にお願いしたいと思います。

定例会は、20日水曜日の午前9時から役場第1会議室で行います。署名委員は14番細川委員、4番三野委員、5番横關委員のうち2名の方にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

再度、全体にわたりまして何かございますか。

(なし の声あり)

ないようですので、これで3月の定例会を終了させていただきたい と思います。 なお、議案の中にありました、2点ほど来月のところの宿題がありますので、事務局のほうも再度検討して報告できるようにお願いをいたしまして、3月の定例会終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。